

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主、取引先、従業員からの信頼を得るため、経営の適正化を促す牽制メカニズムとして、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と考えており、経営環境の客観的把握や意思決定の迅速化を図るとともに、経営の透明性の確保のため経営のチェック機能の充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
那須 雄治	4,290,000	29.27
株式会社バンダイナムコホールディングス	3,340,000	22.79
ナスコ株式会社	2,920,000	19.92
MSCO CUSTOMER SECURITIES	617,900	4.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	570,900	3.89
公益財団法人創通育英財団	500,000	3.41
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	436,200	2.97
ザ バンク オブ ニューヨーク 134105	225,700	1.54
ザ バンク オブ ニューヨーク-ジャスディックトリーティー アカUNT	167,800	1.14
シービーエヌワイ チャールズ シュワップ エフビーオー カスタマー	162,800	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 重和	他の会社の出身者											
那須 勇太	弁護士							●				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 重和	○	_____	外交官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督とチェック機能を期待することができるため社外取締役に選任しております。 また、取引先の独立性判断基準において問題とされる事項がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定し届出しております。

那須 勇太	○	主要株主の近親者であります。	弁護士として専門的な知識を有しており、社外取締役として経営陣から独立した状態であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。 また、取引先の独立性判断基準において問題とされる事項がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定し届出ております。
-------	---	----------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人は、常に連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行が可能な体制を確保しております。
また、当社は内部監査専門の部門は設置しておりませんが、内部監査責任者を任命し、監査役会と随時情報交換の他、年度計画策定時における意見交換、互いの監査結果報告、立会い等の連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
吉井 孝幸	他の会社の出身者												
水野 勝文	他の会社の出身者												
渡辺 伸行	弁護士												

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

吉井 孝幸	○	——	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として経営陣から独立した状態であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。 また、取引先の独立性判断基準において問題とされる事項がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定し届出ております。
水野 勝文	○	輝特許事務所所長	弁理士としての専門的な知識を有しており、社外監査役として経営陣から独立した状態であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。 また、取引先の独立性判断基準において問題とされる事項がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定し届出ております。
渡辺 伸行	○	TMI総合法律事務所 パートナー	弁護士としての専門的な知識を有しており、社外監査役として経営陣から独立した状態であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。 また、取引先の独立性判断基準において問題とされる事項がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため、独立役員として指定し届出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	
——	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社は取締役の任期を一年としており、事業年度ごとの経営状況を報酬額に反映することのできる体制を構築しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	
——	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書において、取締役、監査役、社外役員に区分し、役員報酬の内容及び総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の職責及び経営への貢献度に応じた報酬と役位に応じた報酬、また会社業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬を組み合わせることを基本としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

連絡事項等、事務のサポートは経営管理チームが行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行に係る機能として、月一回常勤役員による経営会議を開催しております。

監査役監査にかかる機能として、月一回監査役会を開催しております。

会計監査人にEY新日本有限責任監査法人を起用しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記の様に諸施策を実施することで、絶えずガバナンス体制の向上を図ってまいりました、今後もガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続的に検討してまいります。現状においては委員会設置会社に移行する特段の理由がなく、上記施策による監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が8月期

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期・期末)の決算発表時に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専門の部門は設置しておりませんが、IR担当役員及びIR事務連絡責任者を任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等全てのステークホルダーから信頼を得、企業の社会的責任を果たすべくホームページ等にて企業活動に関する情報を適時、正確、透明、公平に開示することを方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループの取締役会規程等コンプライアンスに関する規程を整備し、当社グループの取締役及び使用人に徹底させる。
当社取締役社長直轄の内部監査責任者を置き、当社内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守並びに職務執行の手続き及び内容の妥当性について、定期的に監査を実施し、法令遵守体制を確保する。
2. 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役会議事録をはじめとした当社グループの取締役の職務執行に係る文書及び情報に関しては、当社文書管理規程に準じ、その保存媒体の形式に応じて適切に管理・保存する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査責任者が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に当社取締役社長に報告する。
不測の事態が発生した場合は、当社グループの取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、当社グループの顧問弁護士等を含めて迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し、損失を最小限にする体制を整える。
4. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務執行に係る経営機構について組織規程に定め、各部門を担当する取締役を任命する。また、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、各取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた職務権限規程、稟議規程等の整備を行わせるものとする。
5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の関係会社管理規程に基づき、当社子会社及び関係会社に係る定期的な事業報告を受けるとともに、重要事項の決定について事前報告を受けることにより、適切な経営管理を行う体制を確保する。
当社子会社に対し、内部監査責任者が定期的に監査を実施し、適正な業務の遂行を指導、監督する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要な人員を配置する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
監査役がその職務を補助すべき使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。
8. 監査役への報告に関する体制
当社取締役は、監査役の出席する取締役会または監査役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。
当社グループは、監査役または監査役会に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、監査上の課題等についての意見交換を行う。
当社は、監査役会が、適宜、公認会計士、弁護士等の外部専門家並びに内部監査責任者等と連携を図り、監査の重点項目や監査結果等について情報の共有に努め、効率的かつ効果的な監査業務の遂行が可能な体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは法令を遵守し、違法な行為、反社会的行為は行わない。
また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係も含め一切の関係を遮断するとともに、接触を未然に回避し、これらの活動を助長する様な行為を行わない。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
対応部署と担当者を定め、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制をとるとともに、所轄警察と連携のもと特暴連に加盟し、情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士、専門家等に相談できる体制を整備する。
対策ビデオの視聴等、当社グループ内の研修会、倫理教育を定期的に実施する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：コーポレート・ガバナンス体制模式図】

